

一 般 競 争 入 札 者 の 心 得

公益財団法人大阪府保健医療財団

(目 的)

第1条 この心得は、公益財団法人大阪府保健医療財団が行う一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が遵守すべき事項を定めたものである。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、各種法令、(公財)大阪府保健医療財団財務規程、入札公告、契約書案の各条項及び仕様書等、並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、独占禁止法及び刑法に抵触する行為を行ってはならない。
- 3 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなくてはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- 5 入札参加者は、入札に際し入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことをしてはならない。
- 6 入札参加者は、仕様書、その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 入札日において指名を取り消しされている者。
- (2) 予め公告した当該入札に関する入札参加資格の要件を満たさなくなった者。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又は行為を行った者。

(入札の方法)

第4条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印のうえ、指定した日時及び場所において、提出しなければならない。この場合において、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

- 2 入札書に記載する金額については、リース期間終了後購入選択権を行使する場合の購入費用を含む見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)とすること。
- 3 第1項の規定については、郵便を認めない。

(入札の辞退)

第4条の2 入札の参加を認められた者は、入札の完了までいつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札の参加を認められた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し提出するものとする。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第5条 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え、又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。

2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開 札)

第7条 開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において、入札金額等を口頭で知らせる。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者の行う入札
- (2) 所定の日時、場所に提出のない者のした入札
- (3) 入札に関する権限を委任されていない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 第11条の規定による再度の入札を行ったとき、前回の最低価格以上の価格での入札
- (8) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた入札
- (9) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (10) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (11) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 同一の入札について、2以上の代理人である者のした入札
- (13) 契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札
- (14) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序をみだすこととなる恐れがあつて、著しく不相当と認められる入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第9条 入札者のうち、入札書に記載された金額が予定価格の制限の範囲内で、最も低価格を提示した入札者を落札者とし、この金額を落札金額とする。ただし、著しく低価格の入札と判断した場合は保留とし、この入札者から事情を聴取することがある。

2 落札金額について、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(同額の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者による「くじ引き」とし、落札者を定める。この場合において、当該入札者は、「くじ引き」を辞退することはできない。

(再度の入札)

第11条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこと

ができる。この場合において、再度の入札は、原則として2回以内とする。

2 前項による再度の入札を行うとき、次の各号の一に該当する入札者は、再度の入札に参加することができない。

- (1)第8条第1号から第3号まで及び第8号から第13号までの規定により無効とされた入札者
- (2)第8条第14号の規定により無効とされた入札者で、再度の入札に参加させることが不適切と認められる者

(契約保証金等)

第12条 落札者は、次の各号のいずれかにより、契約保証金（公益財団法人大阪府保健医療財団財務規程第45条で定める契約保証金をいう。）の納付を免除される。

- (1) 落札決定後、直ちに公益財団法人大阪府保健医療財団を被保険者とした履行保証保険契約（契約保険金額は請負契約金額の100分の5以上とする。）を保険会社と締結し、その保険証券を契約担当職員に提出した場合
- (2) 過去2年間に官公署等と同種、同規模の2件以上の契約履行実績がある場合

(契約書の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、原則として10日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、当財団契約担当者が別途指定した場合は除く。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失効し、第14条に規定する違約金を徴収されるものとする。

(違約金の徴収)

第14条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴収する。

(異議の申立)

第15条 入札者は、入札後この心得、契約書案の各条項、仕様書、入札説明書について不明、又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従うこと。